

喫煙者の皆様へ

兵庫県の「受動喫煙の防止等に関する条例」が改正され、令和元年7月1日から建物等への出入り等、人が相互に近接する利用が想定される対象施設内の場所については、吸い殻入れ等を設置しないなど受動喫煙の防止等に関して必要な措置を講じなければならない(第9条第6項)こととなりました。

つきましては、クラブハウス横へ移転する方向で進めておりますのでご理解ください。

また、喫煙に際しては 20 歳未満の者や妊婦のいるところでは喫煙を控えていただくなど、ご配慮をお願いします。